

公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号を削る。

改正前	改正後
<p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(2) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>第5×乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を×第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証×協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証×協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令×第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債×権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2×前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、×甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規×則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規×定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨×の通知を行った時点で生じるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>第8×乙は、委託事業が完了した場合は、何々委託料×請求書（様式第何号）及び実績報告書（様式第何号×）を甲に提出するものとする。</p> <p>2×甲は、前項の規定による書類を受領した場合は、×当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、×委託事業の実施の状況がこの契約に適合すると認め×たときは、速やかに、委託料を支払うものとする。</p> <p>第9×甲は、第8第1項の規定による書類を受領した×場合において、委託事業の実施の状況がこの契約に×適合しないと認めるときは、これに適合させるため×の措置をとるべきことを乙に対して指示するものと×する。</p> <p>2・3 [略]</p> </div>	<p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>第5×乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第×三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし×、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協×会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協×会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第×350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権×を譲渡する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2×前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、×甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（×平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定に×より会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通×知を受けた時点で生じるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>第8×乙は、委託事業が完了した場合は、実績報告書×（様式第何号）を甲に提出するものとする。</p> <p>2×甲は、前項の規定により実績報告書の提出を受け×た場合は、当該提出を受けた日から起算して何日以×内に、実績報告書を審査し、必要に応じて実地調査×を行うことにより、委託事業の実施の状況が契約の×内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。</p> <p>第9 甲は、第8第2項の規定による検査により、委×託事業の実施の状況が契約の内容に適合しないと認×める場合は、これに適合させるための措置をとるべ×きことを乙に対して指示するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第10×乙は、第8第2項（第9第3項において準用す</p> </div>

第10 [略]

第11 [略]

第12×甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年何パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第13 [略]

第14×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。

×(1)×地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第××2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若し××は同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み××、又は第4若しくは第9第1項の規定による甲の

×る場合を含む。)の規定による検査に合格した場合×は、何々委託料請求書(様式第何号)を甲に提出するものとする。

2×甲は、前項の規定により何々委託料請求書の提出×を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して×何日以内に、委託料を支払うものとする。

第11 [略]

第12 [略]

第13×甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合×は、遅延日数に応じ、委託料につき年何パーセント×の割合で計算した違約金を徴収することがある。

第14 [略]

第15×甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適×合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完×を請求することができる。

2×前項に規定する場合において、甲が相当の期間を×定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の×追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額×を請求することができる。

3×前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求×及び解除権の行使を妨げない。

第16×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき×は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その×期間内に履行がないときは、この契約を解除するこ×とができる。ただし、その期間を経過した時におけ×る債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に×照らして軽微であるときは、この限りでない。

×(1)×地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第××2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しく××は同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又××は第4若しくは第9第1項の規定による甲の指示××に従わなかったとき。

×(2)×その他この契約に違反したとき。

第17×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき×は、直ちにこの契約を解除することができる。

××指示に従わなかったとき。

×(2) [略]

×(3) [略]

×(4)×その他この契約に違反したとき。

2×前項の規定により甲がこの契約を解除したときは

×、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものと

×する。

3×前項の規定は、委託料の支払があった後において

×も適用するものとする。

第15 [略]

第16×乙は、第14の規定によりこの契約を解除された

×場合において、既に委託料の支払がなされていると

×きは、甲の定めるところにより、委託料を返還する

×ものとする。

第17×乙は、第16の規定により委託料を返還しなけれ

×ばならない場合において、これを甲の定める納期日

×までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納

×付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年

×何パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付

×するものとする。

第18 [略]

第19 [略]

第20×この契約により難い事情が生じたとき、又はこ

×の契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議す

×るものとする。

[略]

注1・2 [略]

3 第12の違約金並びに第13及び第17の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として2.7パーセントとすること。

4 契約の相手方が国、地方公共団体等第14第1項第3号の規定に明らかに該当しないと判断される場合は、同規定の記載を要しないこと。この場合においては、第15の規定に暴力団及び暴力団員の定義を記載すること。

5 契約保証金を免除した場合は、第14第2項は、「

×(1) [略]

×(2) [略]

第18×第16又は第17の規定により甲がこの契約を解除

×したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属

×するものとする。

2×前項の規定は、委託料の支払があった後において

×も適用するものとする。

第19 [略]

第20×乙は、第16又は第17の規定によりこの契約を解

×除された場合において、既に委託料の支払がなされ

×ているときは、甲の定めるところにより、委託料を

×返還するものとする。

第21×乙は、第20の規定により委託料を返還しなけれ

×ばならない場合において、これを甲の定める納期日

×までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納

×付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年

×何パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付

×するものとする。

第22 [略]

第23 [略]

第24×この契約により難い事情が生じたとき、又はこ

×の契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議す

×るものとする。

[略]

注1・2 [略]

3 第13の違約金並びに第14及び第21の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年2.6パーセントとすること。

4 契約の相手方が国、地方公共団体等であつて、第17第2号の規定に明らかに該当しないと判断される場合は、同号の規定の記載を要しないこと。この場合においては、第19の規定に暴力団及び暴力団員の定義を記載すること。

5 契約保証金を免除した場合は、第18第1項は、「

前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の何に相当する額を甲に納付するものとする。」と記載すること。この場合において、損害賠償の額の計算に係る割合は、100分の5以上とすること。

6 第19に記載する保存期間は、原則として5年間とすること。

7 [略]

(3) 不動産売買契約（買受け）の場合

[略]

第5 [略]

第6×甲は、乙がその義務を履行せず、又は信義に反×する行為をしたため、この売買の目的を達すること×ができないと認めるとき、又は不測の損害を受けた×ときは、催告をした後、この契約の全部又は一部を×解除し、又はその損害の全部又は一部の賠償をさせ×ることがある。

2 [略]

第7×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引×渡しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代×金の額につき年2.7パーセントの割合で計算した違約×金を徴収することがある。

第8×この契約に関し、甲の責めに帰すことができな×い事由により第三者から異議の申し出があったとき×は、乙の責任において解決するものとする。

第9 [略]

第10 [略]

[略]

注

1 [略]

2 [略]

第16又は第17の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の何に相当する額を甲に納付するものとする。」と記載すること。この場合において、損害賠償の額の計算に係る割合は、100分の5以上とすること。

6 第23に記載する保存期間は、原則として5年間とすること。

7 [略]

(2) 不動産売買契約（買受け）の場合

[略]

第5 [略]

第6×甲は、契約物件に種類、品質又は数量に関して×契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対×し、履行の追完を請求することができる。

2×前項に規定する場合において、甲が相当の期間を×定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の×追完がないときは、甲は、乙に対し、売買代金の減×額を請求することができる。

3×前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求×及び解除権の行使を妨げない。

第7×甲は、乙がその義務を履行せず、又は信義に反×する行為をしたため、この売買の目的を達すること×ができないと認めるとき、又は不測の損害を受けた×ときは、催告をした後この契約を解除し、又は損害×賠償の請求をすることができる。

2 [略]

第8×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引×渡しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代×金の額につき年何パーセントの割合で計算した違約×金を徴収することがある。

第9×この契約に関し、甲の責めに帰すことができな×い事由により第三者から異議の申し出があったときは×、乙の責任において解決するものとする。

第10 [略]

第11 [略]

[略]

注1 第8の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年2.6パーセントとすること。

2 [略]

3 [略]

3 [略]

(4) 不動産売買契約（売渡し）の場合

[略]

第5 [略]

第6 ×本契約締結の日から契約物件の引渡しの日まで
×の間において、甲の責めに帰すことができない事由
×により契約物件に滅失、毀損等の損害が生じたとき
×は、その損害は、乙が負担する。

第7 [略]

2 [略]

3 ×乙が、契約物件を暴力団事務所の用に供した事実
×が判明したときは、甲は、催告をすることなく契約
×を解除し、又は契約物件の買戻しをすることができ
×る。

第8 ×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合
×には、この契約の全部又は一部を解除することがあ
×る。

×(1)～(5) [略]

×(6) ×その他この契約に違反したとき。

2 ×前項の規定により甲がこの契約を解除したときは
×、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものと
×する。

4 [略]

(3) 不動産売買契約（売渡し）の場合

[略]

第5 [略]

第6 [略]

2 [略]

3 ×乙が、契約物件を暴力団事務所の用に供した事実
×が判明したときは、甲は、直ちに契約を解除し、又
×は契約物件の買戻しをすることができる。

第7 ×乙に引き渡された契約物件に種類、品質又は数
×量に関して契約の内容に適合しないものがある場合
×であっても、乙は、甲に対し、履行の追完の請求、
×売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の
×解除をすることができない。

2 ×前項に規定する場合において、乙が消費者契約法
×（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消
×費者であるときは、前項の規定にかかわらず、契約
×物件の引渡しがあった日から何年間に限り、乙は、
×甲に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請
×求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることがで
×きる。

第8 ×甲は、乙がこの契約に違反したときは、相当の
×期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履
×行がないときは、この契約を解除することができる
×。ただし、その期間を経過した時における債務の不
×履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽
×微であるときは、この限りでない。

第9 ×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき
×は、直ちにこの契約を解除することができる。

×(1)～(5) [略]

第10 ×第3第2項、第6第3項、第8又は第9の規定

第9 [略]

[略]

注1 第3第2項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年2.7パーセントとすること。

2 契約の相手方が国、地方公共団体等第7及び第8第1項第1号から第5号までの規定に明らかに該当しないと判断される場合は、同規定の記載を要しないこと。この場合においては、第8第1項は、「甲は、乙がこの契約に違反した場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。」と記載すること。

3～5 [略]

(5) 物品売買契約の場合

[略]

第4×乙は、物品を持ち込んだときは、その旨を甲に×通知し、甲は、その通知を受けた日から起算して10×日以内に、物品検収員をして、乙の立会いの上、当×該物品を検収するものとする。

2 [略]

3×物品の所有権は、検収に合格したときに乙から甲×に移転するものとし、移転前に生じた損害及び検収×のために必要な費用は、乙の負担とする。

[略]

第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価×の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支×払の日までの日数に応じ、契約金額につき年2.7パー×セントの割合で計算した額の支払遅延利息を支払う×ものとする。

第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場×合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年何パー×セントの割合で計算した違約金を徴収することがある×。

第9×乙は、納入物品の引渡し後1年間、その隠れ

×により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付し

×た契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第11 [略]

[略]

注1 第3第2項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年2.6パーセントとすること。

2 契約の相手方が国、地方公共団体等であって、第6及び第9第1号から第5号までの規定に明らかに該当しないと判断される場合は、これらの規定の記載を要しないこと。

3～5 [略]

(4) 物品売買契約の場合

[略]

第4×乙は、物品を持ち込んだときは、その旨を甲に×通知し、甲は、その通知を受けた日から起算して10×日以内に、物品検収員をして、乙の立会いの上、当×該物品が契約の内容に適合するかどうかを検収する×ものとする。

2 [略]

3×物品の所有権は、検収に合格したときに乙から甲×に移転するものとする。

4×第1項の規定による検収のために必要な費用及び×前項の規定により所有権が移転する前に物品に生じ×た損害は、乙の負担とする。ただし、当該損害につ×いて、甲の責めに帰すべき事由によるものであると×きは、当該損害は、甲の負担とする。

[略]

第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価×の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支×払の日までの日数に応じ、契約金額につき年何パー×セントの割合で計算した額の遅延利息を支払うもの×とする。

第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場×合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年何パー×セントの割合で計算した違約金を徴収することがある×。

第9×甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に

×たる^{かし}瑕疵について補修の責めを負わなければならぬ
×い。

第10×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合
×には、この契約の全部又は一部を解除することがあ
×る。

×(1)×乙が、期限内に契約を履行しないとき、又は
××履行の見込みがないと認められるとき。

×(2)×乙から契約解除の申出があったとき。

×(3)×乙が、契約の履行について不正の行為をした
××とき。

×(4) [略]

×(5)×その他乙又はその代理人が、この契約に違反
××したとき。

2×前項の規定によって甲がこの契約を解除したとき
×は、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するもの
×とする。

第11 [略]

第12×乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り
×渡し、又は担保に供さないものとする。ただし、信
×用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信

×関して契約の内容に適合しないものがあるときは、
×乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2×前項に規定する場合において、甲が相当の期間を
×定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の
×追完がないときは、甲は、乙に対し、代価の減額を
×請求することができる。

3×前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求
×及び解除権の行使を妨げない。

第10×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき
×は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その
×期間内に履行がないときは、この契約を解除するこ
×とができる。ただし、その期間を経過した時におけ
×る債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に
×照らして軽微であるときは、この限りでない。

×(1)×乙が、納入期限内に契約を履行しないとき、
××又は履行の見込みがないと認められるとき。

×(2)×乙が、契約の履行について不正の行為をした
××とき。

×(3)×その他乙又はその代理人が、この契約に違反
××したとき。

第11×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき
×は、直ちにこの契約を解除することができる。

×(1)×乙から契約の解除の申出があったとき。

×(2) [略]

第12×第10又は第11の規定により甲がこの契約を解除
×したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属
×するものとする。

第13 [略]

第14×乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り
×渡し、又は担保に供してはならないものとする。た
×だし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規

×用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25
×年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対
×して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限
×りでない。

2×前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場
×合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が会計
×規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の
×規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした
×旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

3 [略]

第13 [略]

[略]

注1 [略]

2 契約の相手方が国、地方公共団体等第10第1項第
4号の規定に明らかに該当しないと判断される場合
は、同規定の記載を要しないこと。この場合におい
ては、第11の規定に暴力団及び暴力団員の定義を記
載すること。

3 契約保証金を免除した場合は、第10第2項は、「
前項の規定によって甲がこの契約を解除したときは
、乙は、損害賠償として契約金額の100分の何に相
当する額を甲に納付するものとする。」と記載する
こと。この場合において、損害賠償の額の計算に係
る割合は、100分の5以上とすること。

4 契約の相手方が、中小企業信用保険法第2条第1
項の中小企業者以外の者である場合は、第12第1項
ただし書及び第2項の規定の記載を要しないこと。

5 [略]

6 [略]

7 [略]

(6) 不動産賃貸借契約（借受け）の場合

[略]

第4 [略]

×定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令
×（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融
×機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては
×、この限りでない。

2×前項ただし書の規定により売掛金債権を譲渡した
×場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、会計規
×則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規
×定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨
×の通知を受けた時点で生ずるものとする。

3 [略]

第15 [略]

[略]

注1 [略]

2 第7の遅延利息及び第8の違約金の額の計算に係
る割合は、原則として年2.6パーセントとすること

—

3 契約の相手方が国、地方公共団体等であって、第
11第2号の規定に明らかに該当しないと判断される
場合は、同号の規定の記載を要しないこと。この場
合においては、第13の規定に暴力団及び暴力団員の
定義を記載すること。

4 契約保証金を免除した場合は、第12は、「第10又
は第11の規定により甲がこの契約を解除したときは
、乙は、損害賠償として契約金額の100分の何に相
当する額を甲に納付するものとする。」と記載する
こと。この場合において、損害賠償の額の計算に係
る割合は、100分の5以上とすること。

5 契約の相手方が、中小企業信用保険法第2条第1
項の中小企業者以外の者である場合は、第14第1項
ただし書及び第2項の規定の記載を要しないこと。

6 [略]

7 [略]

8 [略]

(5) 不動産賃貸借契約（借受け）の場合

[略]

第4 [略]

第5×甲は、契約物件に種類、品質又は数量に関して
×契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対
×し、履行の追完を請求することができる。

2×前項に規定する場合において、甲が相当の期間を
×定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の

第5×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合×には、この契約の全部又は一部を解除することができる×る。

×(1)～(5) [略]

×(6)×その他この契約に違反したとき。

第6 [略]

第7 [略]

第8 [略]

[略]

注1 第3第3項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年2.7パーセントとすること。

2 契約の相手方が国、地方公共団体等第5第1号から第5号までの規定に明らかに該当しないと判断される場合は、同規定の記載を要しないこと。この場合においては、第5は、「甲は、乙がこの契約に違反した場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。」と記載すること。

3・4 [略]

(7) 不動産賃貸借契約（貸付け）の場合

[略]

第4 [略]

×追完がないときは、甲は、乙に対し、貸借料の減額×を請求することができる。

3×前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求×及び解除権の行使を妨げない。

第6×甲は、乙がこの契約に違反したときは、相当の×期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履×行がないときは、この契約を解除することができる×。ただし、その期間を経過した時における債務の不×履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽×微であるときは、この限りでない。

第7×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき×は、直ちにこの契約を解除することができる。

×(1)～(5) [略]

第8 [略]

第9 [略]

第10 [略]

[略]

注1 第3第3項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年2.6パーセントとすること。

2 契約の相手方が国、地方公共団体等であって、第7第1号から第5号までの規定に明らかに該当しないと判断される場合は、第7の規定の記載を要しないこと。

3・4 [略]

(6) 不動産賃貸借契約（貸付け）の場合

[略]

第4 [略]

第5×乙に引き渡された契約物件に種類、品質又は数量×に関して契約の内容に適合しないものがある場合×であっても、貸借期間中、乙は、甲に対し、履行の×追完の請求、貸借料の減額の請求、損害賠償の請求×又は契約の解除をすることができない。

2×前項に規定する場合において、乙が消費者契約法×（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消×費者であるときは、前項の規定にかかわらず、貸借×期間中、乙は、甲に対し、履行の追完の請求、貸借×料の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除を

第5×甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には
×、この契約の全部又は一部を解除することができる。

×(1)×乙が、賃貸料の全部又は一部を滞納したとき
××。

×(2) [略]

×(3)×乙が、故意又は過失により契約物件を滅失し
××、毀損し、汚損し、若しくは荒廃し、又は原形を
××変更したとき。

×(4) [略]

×(5)×乙が、建物又は工作物を新設し、又は増築し
××、改築し、若しくは移築したとき。

×(6) [略]

×(7)×その他この契約に違反したとき。

2×前項第3号及び第5号の規定は、その原因又は行
×為が乙の代理人、使用人その他の従業者（以下「代
×理人等」という。）の行為による場合についても適
×用するものとする。

第6 [略]

第7 [略]

第8 [略]

第9 [略]

第10 [略]

×することができる。

第6×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき
×は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その
×期間内に履行がないときは、この契約を解除するこ
×とができる。ただし、その期間を経過した時におけ
×る債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に
×照らして軽微であるときは、この限りでない。

×(1)×乙が、貸借料の全部又は一部を滞納したとき
××。

×(2)×乙が、故意又は過失により契約物件を滅失し
××、毀損し、汚損し、若しくは荒廃し、又は原形を
××変更したとき。

×(3)×乙が、建物又は工作物を新設し、又は増築し
××、改築し、若しくは移築したとき。

×(4)×その他この契約に違反したとき。

2×前項第2号及び第3号の規定は、その原因又は行
×為が乙の代理人、使用人その他の従業者（以下「代
×理人等」という。）の行為による場合についても適
×用するものとする。

第7×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき
×は、直ちにこの契約を解除することができる。

×(1) [略]

×(2) [略]

×(3) [略]

第8 [略]

第9 [略]

第10 [略]

第11 [略]

第12 [略]

[略]

注1 第3第3項の遅延利息及び第8第2項の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年2.7パーセントとすること。

2 契約の相手方が国、地方公共団体等第5第1項第6号の規定に明らかに該当しないと判断される場合は、同規定の記載を要しないこと。この場合においては、第7の規定に暴力団及び暴力団員の定義を記載すること。

3・4 [略]

(8) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合

[略]

第8×乙は、契約物件を納入したときは、その旨を甲×に通知し、甲は、その通知を受けた日から起算して×10日以内に検査するものとする。

2 [略]

[略]

第14×乙は、貸借期間中における契約物件の隠れた^か瑕疵^ひについて、担保責任を負うものとする。

第15 [略]

第16×甲は、翌年度以降において県の歳入歳出予算の×当該金額について減額又は削除があった場合は、こ×の契約を解除することがある。

2×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある×。

×(1)×役員等（乙が個人である場合にはその者を、××乙が法人である場合にはその役員又はその支店若××しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、××事業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、

[略]

注1 第3第3項の遅延利息及び第10第2項の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年2.6パーセントとすること。

2 契約の相手方が国、地方公共団体等であって、第7第3号の規定に明らかに該当しないと判断される場合は、同号の規定の記載を要しないこと。この場合においては、第9の規定に暴力団及び暴力団員の定義を記載すること。

3・4 [略]

(7) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合

[略]

第8×乙は、契約物件を納入したときは、その旨を甲×に通知し、甲は、その通知を受けた日から起算して×10日以内に、契約物件が契約の内容に適合するかどうかを検査するものとする。

2 [略]

[略]

第14 [略]

第15×甲は、納入された契約物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるとき×は、乙に対し、履行の追完を請求することができる×。

2×前項に規定する場合において、甲が相当の期間を×定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の×追完がないときは、甲は、乙に対し、貸借料の減額×を請求することができる。

3×前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求×及び解除権の行使を妨げない。

第16×甲は、翌年度以降において県の歳入歳出予算の×当該金額について減額又は削除があった場合は、こ×の契約を変更し、又は解除することができる。

××暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
××（平成3年法律第77号。以下この号において「暴
××力団対策法」という。）第2条第6号に規定する
××暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると
××認められるとき。

×（2）×暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定す
××る暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、
××経営に実質的に関与していると認められるとき。

×（3）×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正
××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を
××もって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認
××められるとき。

×（4）×役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金
××等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極
××的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関
××与していると認められるとき。

×（5）×役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非
××難されるべき関係を有していると認められるとき
××。

×（6）×乙が前各号のいずれかに該当する者を物品の
××購入契約その他の契約の相手方としていた場合に
××、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもか
××かわらず、乙がこれに従わなかったとき。

×（7）×その他この契約に違反したとき。

第17×甲は、乙がこの契約に違反したときは、相当の
××期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履
××行がないときは、この契約を解除することができる
××。ただし、その期間を経過した時における債務の不
××履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽
××微であるときは、この限りでない。

第18×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき
××は、直ちにこの契約を解除することができる。

×（1）×役員等（乙が個人である場合にはその者を、
××乙が法人である場合にはその役員又はその支店若
××しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、
××事業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、
××暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
××（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」と
××いう。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下
××「暴力団員」という。）であると認められるとき
××。

第17 [略]

2×前項の規定により甲がこの契約を解除したときは
×、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものと
×する。

第18 [略]

第19 [略]

[略]

注1 [略]

- 2 第11の遅延利息及び第12の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年2.7パーセントとすること。
- 3 第15第1項後段及び第2項後段の規定は、契約の内容、契約の相手方の意向等に応じて記載の要否を判断すること。
- 4 契約の相手方が国、地方公共団体等第16第2項第1号から第6号までの規定に明らかに該当しないと判断される場合は、同規定の記載を要しないこと。この場合においては、第16第2項は「甲は、乙がこの契約に違反した場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。」と記載し、第17第1項

×(2)×暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する××の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、××経営に実質的に関与していると認められるとき。

×(3)×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を××もって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

×(4)×役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金××等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極××的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関××与していると認められるとき。

×(5)×役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非××難されるべき関係を有していると認められるとき××。

×(6)×乙が前各号のいずれかに該当する者を物品の××購入契約その他の契約の相手方としていた場合に××、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第19×第17又は第18の規定により甲がこの契約を解除×したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属×するものとする。

第20 [略]

第21 [略]

第22 [略]

[略]

注1 [略]

- 2 第11の遅延利息及び第12の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年2.6パーセントとすること。
- 3 第14第1項後段及び第2項後段の規定は、契約の内容、契約の相手方の意向等に応じて記載の要否を判断すること。
- 4 契約の相手方が国、地方公共団体等であって、第18第1号から第6号までの規定に明らかに該当しないと判断される場合は、第18の規定の記載を要しないこと。この場合においては、第20の規定に暴力団及び暴力団員の定義を記載すること。

の規定に暴力団及び暴力団員の定義を記載すること
。

5 契約保証金を免除した場合は、第17第2項は、「前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の何に相当する額を甲に納付するものとする。」と記載すること。この場合において、損害賠償の額の計算に係る割合は、100分の5以上とすること。

6・7 [略]

(9) 契約を変更する場合

[略]

[略]

氏 名[㊤]×

5 契約保証金を免除した場合は、第19は、「第17又は第18の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の何に相当する額を甲に納付するものとする。」と記載すること。この場合において、損害賠償の額の計算に係る割合は、100分の5以上とすること。

6・7 [略]

(8) 契約を変更する場合

[略]

[略]

氏 名[㊤]×

(法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。